

鳥羽への定住を 応援します

市では、本市に定住していただく
若者や若者夫婦を応援するため、要件を満たして定住するかたに
鳥羽の定住応援事業奨励金を交付しています。

平成 25 年 7 月 1 日より、本市への更なる定住促進を図るため、
交付額を拡充しましたのでお知らせします。



住宅の対象要件と交付額は？

区 分	対象要件		交付額
	価格要件		
交付対象者が“ 新築住宅 ”を取得した場合	左記の住宅の取得価格が 500 万円以上のもの (同住宅と同時に取得した土地の購入費を含む)		100万円
交付対象者が“ 中古住宅 ”を取得した場合	左記の住宅の取得価格が 300 万円以上のもの (同住宅の改修費用および同住宅と同時に取得した 土地の購入費を含む)		50万円

交付を受けるための要件は？

- 平成 25 年 4 月 1 日以降に申請されたかた
- 本市への定住を目的に、本市に住宅を新築、または購入により取得したかた
(賃貸または売却を目的として住宅を取得したかたを除く)
- 当該住宅に居住を開始した日において、本人または配偶者のいずれかが満 40 歳以下であるかた
- 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに対象住宅に居住し、かつ、対象住宅の所在地
住所が住民基本台帳に記録されたかた
- 当該住宅の所有者が共有による場合は、所有権を 2 分の 1 以上有するかた
(若者夫婦世帯は、夫婦の所有権を合算した持分が 2 分の 1 以上)
- 奨励金の申請時において、交付対象者およびその世帯員などに、市に納付すべき市税などに滞納がないかた

お問い合わせ先

企画財政課企画経営室 ☎ 25 1101

申請書は、企画財政課のほか、市ホームページからもダウンロードできます。